

令和 8 年度
春日井市介護認定審査会連絡会議

春日井市介護認定審査会における審査について

1

令和 9 年度は
介護認定審査会委員の任期の区切り

令和9・10年度新任審査会委員が
加入します

新任委員への説明方法
(発表の統一化)を検討したい

令和7年度の
新任委員は32名

2

令和 8 年度春日井市介護認定審査会
連絡会議事前アンケート

実施期間：令和8年6月16日～令和8年6月30日

依頼人数：75名 回答数：63名 回答率：84.0%

【アンケートの主な内容】

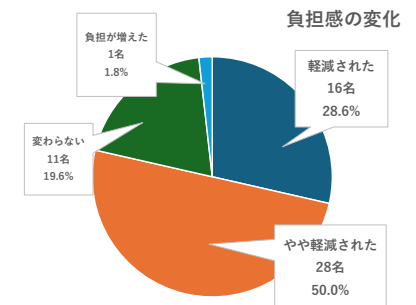
1. 簡素化の拡大実施に関する評価……令和7年度連絡会議決定後の評価
2. 新任時と現在の合議の進め方について
3. 審査の方法について
4. 審査会の開催方法について……今後のシステム導入の検討に活用

3

1. 簡素化の拡大実施に関する評価

Q1. 簡素化の対象拡大により、
準備・資料の読み込み等の
負担感に変化はありますか？

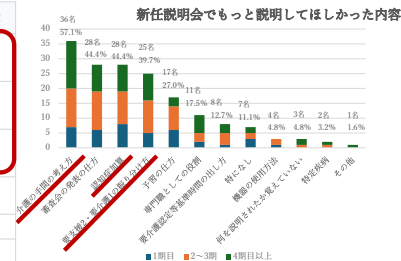
選択肢	人数	割合
軽減された	16	28.6%
やや軽減された	28	50.0%
変わらない	11	19.6%
負担が増えた	1	1.8%
回答者合計	56	



4

Q5.新任説明会でもっと説明してほしかった内容
はありますか？(複数回答)

分類	主な内容	件数
制度・基準の理解	制度理解、基準時間の理解、テキストの読み込み（ローカルルール）	18
振り分け・判定	要支援2・要介護1(01/02)の振り分け、要介護度の判断	14
介護の手の間取り読み	調査票・意見書から手間を推測する難しさ、看護の解釈	5
発表・進め方	発表方法が不明、進行が協議会で異なる、要介護度を上げる項目の選択	4
意見調整・時間配分	意見調整、時間配分、専門職意見の出し方	6
資料の読み込み負担	特記事項のボリューム増、読み取り負担	3



委員テキスト(定義)の理解が難しい

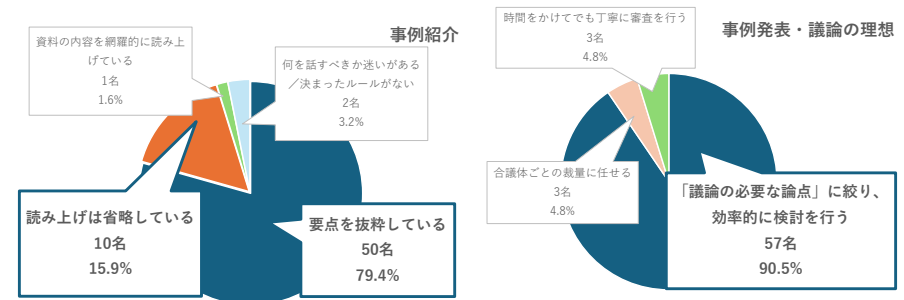
= 新任委員説明会での事務局としての課題

5

審査会の方向性

Q6. 現在、合議における事例紹介はどのように話していますか？

Q11. 合議における事例発表・議論について、
最も理想的だと考えるものを1つ選んでください



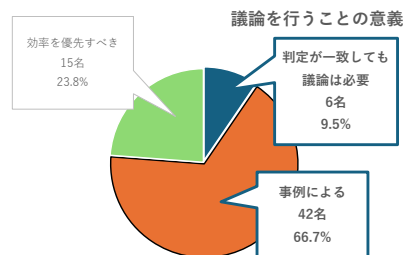
委員の望む方向性は効率化

6

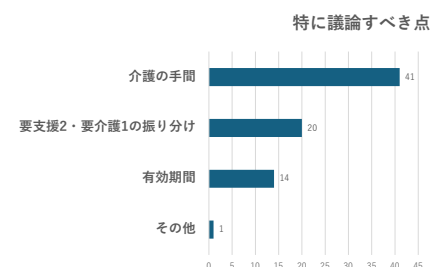
効率化と議論

Q12. 多数決や一次判定通りに決まることが想定される事例でも、あえて議論を行うことに意義があると考えますか

Q12-2.特にどのような点を議論すべきと考えますか？
(複数回答/「はい」「事例による」回答者48名対象)



効率化を望みつつも議論の必要性は意識されている

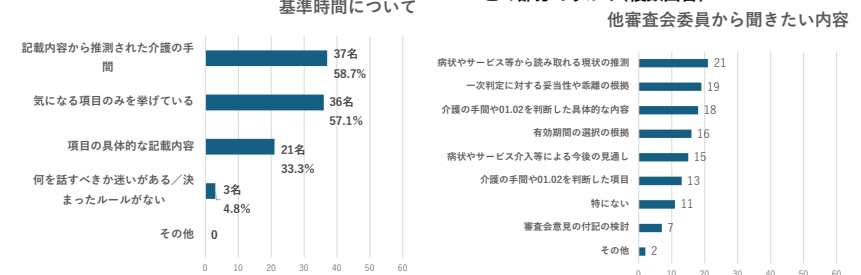


7

「介護の手間」の議論

Q7. 介護の手間(要介護認定等基準時間)について話す際、
主にどのような点について話していますか？(複数回答)

Q10. 他職種委員から特に意見を伺いたい内容はどの部分ですか？(複数回答)

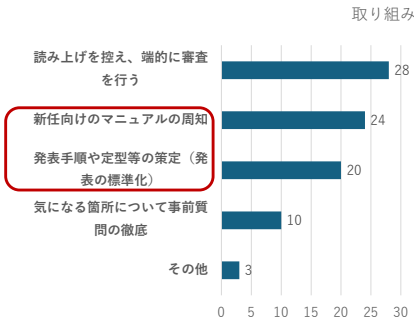


「介護の手間」の話し方に幅がある

8

【充実策】今後の取り組みの意見

Q13. 審査会をより充実したものにするため、どのような取り組みが必要だと考えますか？(複数回答)



補足

Q8. 現在の議論や合議の進め方について困っていることはありますか？

3名が「ある」と回答

【「ある」の内容】

- ・ 予習に時間を費やしているのに、話し合いで概況などは話さなくてよいと思う。

9

事務局からみた審査会

負担軽減できることはある？

- ・ 1 合議体あたり 30 事例もあるが、1 事例ずつきちんと合議ができている

- ・ 必要な事例は議論を交わしており、合議が活発な合議体がある

- ・ 予習をしっかりしていただいている

予習してくれているのに意見を出さないのはもったいない

- ・ 早期審査が必要な事例について最短翌日に審査を行えている

根拠を具体的に説明してほしい

10

事務局の役割

認定調査員や主治医と介護認定審査会委員の
両者を仲介するコーディネーター

- ・ 審査会委員から提示される各種の疑義に対応して調査員に確認する。

(介護認定審査会委員テキスト p.4～5より)

11

介護認定審査会（委員）の役割

介護認定審査会は、「意思決定の場」

一次判定を修正・確定し、必要に応じて一次判定の変更を行うことができる唯一の場



介護認定審査会における判定については、明確な根拠をもって行うことが求められる

(介護認定審査会委員テキスト p.4～5より)

12

望ましい審査会の姿

- ・各々の委員が、自発的に発言し、話し合いを進め、審査結果を決定する
- ・発表者と違う意見がある際は、意見が出し合える
- ・調査項目、主治医意見書から、**具体的な介護の手間**（時間が想起できる記載）を根拠として重度変更・軽度変更をする

13

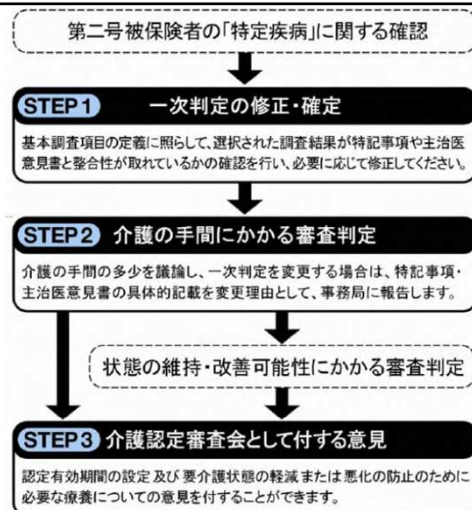
【提案】 審査会における事例発表スタイルの統一

【目的】 審査会での発表手順や定型等を予め統一することで、審査会毎の偏りを少なくし、平準化を図る。

【効果】

- ・新任委員が審査判定に慣れるまでの期間を短くすることで、継続委員の負担を軽減し、円滑に審査会運営が行える。
- ・議論すべき視点・内容の手順を示し、各審査会による審査内容の差が少なくなる。

14



15

事例発表時の 各ステップの発表フォーム

16

発表フォーム

- ① 事例NO
- ② 申請種別
- ③ 年齢
- ④ 性別
- ⑤ 一次判定及び予習結果
- (⑥疾患名)
- ⑦ 認定調査員の調査内容の確定
- ⑧介護の手に係る審査判定
- ⑨状態の維持・改善性に係る審査判定 振り分け
- ⑩有効期間・有効期間を選択した根拠
- ⑪療養に関する意見の根拠

17

事例に関する事項

- ① 事例番号
- ② 申請種別
- ③ 年齢
- ④ 性別
- ⑤ 一次判定及び予習結果
- (⑥ 疾患名 : 2号被保険者、若しくは必要と考えた時)

最初に、事例に関する事項を
話します。

18

⑤ 合議体の委員の予習結果

例 その1

「予習結果の介護度、及び有効期間は全員一致しています。」

例 その2

「予習結果の介護度は、要介護1が2名、要支援2が3名、
有効期間は、それぞれの介護度で、最長期間になっています。」

予習結果について

現状の委員全員の意見を確認します

19

⑥ 第2号被保険者の場合

- ・主治医意見書に基づき、「特定疾病」に該当するかどうかを判断します。

「この事例は、「特定疾病名」に該当します。」

20

⑦ 認定調査員の調査内容の確定

Step1: 一次判定の修正・確定

- ・ 調査項目の選択に疑義がない
（調査員の選択のままでよい）場合は、

「調査項目の選択に疑義はありません。」

警告コード有の際は、ここで検証結果を発表。

21

⑦ 認定調査員の調査内容の確定

Step1: 一次判定の修正・確定

- ・ 調査項目の選択に疑義がある場合は、

「〇-〇のマーク選択について、

〇〇〇〇の理由 で、適切と考えるマーク が

妥当と考えますが、いかがでしょうか。」

22

⑧ 介護の手間を専門職の視点から審査判定

Step2: 介護の手間にかかる審査判定

- ・ 特記事項の記載から、具体的な介護の手間（時間数）を
読み取れないときは、

**「介護の手間は、通常通いで、
一次判定通いと判断しました。」**

23

⑧ 介護の手間を専門職の視点から審査判定

Step2: 介護の手間にかかる審査判定

- ・ 特記事項の記載から、具体的な介護の手間（時間数）を
読み取れた場合は、

例 その1（区分の境界を超える）

**「〇-〇の…毎回～するの記載から、
マーク以上の手間があると考えました。
それにより区分の境界を超えると判断し、
要介護〇へ重度変更しました。」**

24

⑧ 介護の手間を専門職の視点から審査判定

Step2:介護の手間にかかる審査判定

- ・特記事項の具体的な記載から、追加する手間（時間数）が読み取れたが、区分の境界は、超えないと判断した時

例 その2(区分の境界を超えない)

「〇-〇の記載から、頻度判断で漏れた
「〇〇〇」をする手間はあると考えましたが、
区分の境界を超えるまでの手間は無いと考え、
一次判定通りとしました。」

25

⑨ 状態の維持・改善可能性にかかる審査判定

Step2:介護の手間にかかる審査判定

0 1（認知機能の低下等）と判断した場合

認知機能の低下がある 又は、
予防給付等の利用の理解が困難 と読み取った記載箇所を述べる。

〇-〇から、認知機能の低下(01)と判断

0 2（不安定な状況）と判断した場合

0 1 の否定＝認知機能の低下はない と読み取った箇所 及び

0 2 不安定 と読み取った箇所を述べる。

〇-〇から、認知機能の低下は読み取れず、

〇-〇から不安定(02)と判断

26

⑩ 専門職からみた療養に関する意見

Step3:介護認定審査会として付する意見

- ・有効期間については、
有効期間・期間を選択した根拠
を述べる。

現在の状態がどの程度続くのかという判断に基づき、
原則より短くor長くすることが可能

27

⑪ 専門職からみた療養に関する意見

Step3:介護認定審査会として付する意見

- ・介護認定審査会として付する意見を付記する
場合は、特記事項、主治医意見書の中から

付記をする根拠

必要である療養に関して意見 を述べる。

28

お願い

異なる意見がある場合は、発表者でなくても、

自発的な発表をお願いします。

合議体で協議し、認定結果を決定します。